

# 令和6年度 第2回大田区子ども・子育て会議（議事要旨）

日時：令和6年10月18日 午後1時30分～午後3時

手法：WEB会議

出席委員：澁谷委員、小林委員、吉崎委員、野村委員、加藤委員、斎藤委員、内山委員、森委員、石丸委員、森谷委員、田尻委員、岡元委員、押見委員 13名

区側出席：森岡こども家庭部長、酒井こども家庭支援担当部長、長沼子育て支援課長、青木子育て支援事業調整担当課長、松尾子ども家庭支援センター所長、山本子ども家庭総合支援センター開設準備室長、柳沢保育サービス課長、齋藤保育サービス推進担当課長、神谷こども家庭部副参事（子育て施設基盤整備担当）、鈴木教育総務課長、10名

## 1 開会

### 【澁谷会長】

本日の会議はオンライン会議であるため回線の関係で音声や画像が不安定となることもあるかと思うが、委員の皆様においては円滑な会議運営にご協力をお願いしたい。

オンライン会議は参集式であると移動時間などの都合で参加できない方たちも参加できるメリットなどもある。PCやアプリの操作方法など手間がかかる部分もあるが、参集型とオンライン型の双方のメリットをうまく活用して会議形式を選択していくことが今後のスタンダードになっていくものと思われる。

簡単ではあるが、開会のあいさつは以上である。

### 【森岡こども家庭部長】

委員の皆様にはご多忙のところを子ども・子育て会議にご出席いただきまして感謝申し上げます。本日は議事の中で、令和7年度を始期とする次期計画素案について、お示しする予定である。第1回会議において、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、素案に反映している。委員の皆様には活発なご意見をいただき、さらに計画の内容を深めたいと考えている。

また他の議事として、本会議の専門部会であるこどもの居場所づくり検討部会の報告をさせていただきます。

どちらの議事についても、今後の区の子ども・子育て施策に関し重要な議論となるため、委員の皆様には活発なご意見をお願いしたい。

## 2 議事

### (1) 次期計画（素案）について

#### 【長沼子育て支援課長】

資料4-1～2により説明

<主な質疑・意見>

#### 【斎藤委員】

次期計画策定に関する要点をまとめた資料4-1が追加されて論点が明確になった。また重点ポイント（2）子育て家庭への支援において、ひとり親家庭への支援の強化が明示され

ている点は良い視点と考える。国の流れとして、産前からの一体的な支援が重視されている。そのような視点も次期計画に反映されているのか。

**【長沼子育て支援課長】**

資料4-2大田区こども未来計画の基本目標5において、妊娠期からの切れ目ない支援の視点を盛り込んだ施策を展開していく考えである。

本日の素案においては、各個別目標の「現状と課題」及び「今後の方向性」は空欄となっているが、こちらに区の考え方などを示していく。

**【田尻委員】**

第1回会議時に基本理念の述語が「応援する」と記載されており、当事者意識が低い印象があったが「支える」に修正されており、前向きな姿勢になったと感じる。

資料4-1の3本計画における重点ポイント(2)の中に「共育て」という表現があるが、どのような定義で使用しているのか教えてほしい。

**【長沼子育て支援課長】**

「共育て」についてですが、令和5年度に実施した次期計画策定のための保護者ニーズ調査の結果を分析したところ、母親のフルタイム勤務の割合増加、男性の子育て参加状況及び育休の取得率が大きく増加していることがわかりました。

このように子育てをパートナーといっしょに行っている家庭を「共育て家庭」と定義しております。

**【澁谷会長】**

用語に関するご質問でしたが、区民の方もご覧になる計画なので分かりにくい用語などがあれば、そういった視点からのご意見もお願いしたい。

**【岡元委員】**

個別施策に関する質問であるが、区においては令和6年度から5歳児健診を開始している。当該事業は本日示されている大田区こども未来計画(素案)に反映されているのか。

5歳児健診は、既存の乳幼児等に対する健診と異なる部分の目的もあり、こどもの発達に関する視点からも実施するという国の流れと理解している。こどもへの支援の入り口となる重要な事業の位置づけであるため、計画に掲載されていないのであれば掲載していただきたい。

**【澁谷会長】**

当初は1歳と6歳のみで実施していた健診事業について、国においてはきめ細やかな支援を実施するため実施時期を増やしている。計画(素案)に反映できているのかは、事務局の方で確認いただきたい。

**【澁谷会長】**

他の委員から、ご発言ないようであれば、一委員として大田区こども未来計画(素案)に関する意見を発言させていただく。

区においては本計画の上位計画にあたる大田区基本計画・実施計画においても、こども本人の意見や参画を大切に視点を据えている。本日の大田区こども未来計画(素案)においても随所にこどもの参画や意見表明と記載されているが、重点ポイントや目標などを拝見すると具体的ではないと感じる。区の姿勢として、こども施策については当然に、こども達の意見を大切にすることなのかもしれないが、具体的にどのように推進していくのを示す必要があるのではないかと。また意見を聴く範囲などについても、地域づくりなど大きな範囲

においても、こども達の意見を聴いてもよいのではないか。また子育ての推進という観点からも、こども本人が持っている意見を発信しやすい環境づくりをどう整備していくのかなども記載できるとよいと感じる。

こちらは参考意見であるが、社会的養護の分野においては、本人が抱える意見を周りの方たちに伝えるににくいという背景などから第三者的な立場の人が、一時保護所や福祉施設にいるこども達の声を聴いていこうという取り組みを進めている。社会的養護に関する事業を都の事業であると区分してしまうと、区は所管外ということとなる。しかしこどもの意見反映を推進していくという方向性なのであれば独自事業として「こどもアドボケイト事業」なども検討してもよいのではと考える。

国においては今年度から新たな事業を実施している。家庭支援事業という名称で児童福祉法において実施しており新たな事業が追加されるなどの改正があった。子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に該当するため、実施主体は区市町村となる。そのため新設された親子関係形成支援事業や子育て世帯訪問支援事業などの5か年分の需給計画は子ども・子育て支援事業計画において掲載する必要がある。本日、事務局から示された素案においては新設された事業をどのように推進していくのかが読み取れなかった。

国や広域行政を行う都道府県、基礎的自治体である区市町村で役割が異なることは理解しているが、この事業はここが行うなどを明確に決めてしまうと行政の支援の間ができかねないのではと懸念している。社会的養護のように都道府県で実施する事業であっても、区で何かできることはないのかという視点も大切であると考えます。

具体的に申し上げますと、里親に関する事業の所管は東京都であると思うが、区の実施として週末だけでも宿泊できる家庭が中学校区に1つ配置するなどの事業は実施できないのか。子ども家庭支援センターが予防的な支援を展開していく上で、身近な場所に支援するこども達にご飯を食べさせてくれ、宿泊させてくれる居場所があると支援に役立つのではないかと。そのような事業として行政の枠組みを超えて里親さんなどに協力してもらうような事業の新設は検討できないか。

#### 【斎藤委員】

本日の素案には掲載されていないが新たに自治体に設置されることとなった、こども家庭センターについては次回会議までに反映されるという認識でよいのか。また以前から気になっていた点として、計画の個別施策に保育士の確保に関する事業が掲載されているが、児童福祉の分野で人材が不足しているのは保育園だけではないため、関係業種の職員確保についても区に検討していただきたい。

#### 【澁谷会長】

事務局より本日の計画はたたき台であり、次回会議で正式な素案が提出されると説明があったところであるが、現状で掲載されていない事項などについても遠慮なさらずにご発言いただきたい。

人材確保に関する視点からのご意見であった。保育士の人材確保については、重大な課題であるが次の議事にもある児童館の人材確保や社会的養護に関する人材育成などについても大きな課題である。このような課題に具体的にどのように取り組んでいくのかというのは重要な視点である。

#### 【森副会長】

こども達や、保護者の方たちが相談できる相談窓口が増えていることについては良い方向性であると感じる。一方で施設の果たす役割は異なるようであるが、施設の名称が似ており相談する区民側から見ると、どこに相談すればよいのか迷ってしまうのではないかと。

もう一点、資料4-2の6ページ「計画の進行管理」において計画の施策の進行管理を行わない旨の記載があるが、今後は子ども・子育て会議で行っている実績報告を行わないかの

か。計画の評価を行うためにも、進行管理は必要であると感じる。

**【長沼子育て支援課長】**

いただきましたご意見について回答を行う。5歳児健診については、本日お示しする計画（素案）に反映できていないため、掲載内容について担当課と調整のうえ反映させていただく。また重要な点を具体的にどのように推進していくのか、わかりにくい点などについては、表現方法などの再考を行う。法改正による新規事業の一部事業については、すでに区で実施している事業なども含まれるため、当該事業をどのように示していくかも検討を行う。

こども家庭センターについては、先ほどの資料説明で申し上げたとおり、現在も調整中の事項などもあるため区の方針性などについては資料を作成し次回会議で説明を行う。

次期計画の施策の進行管理につきましては、現行の計画と同様、毎年度実績報告を本会議で報告させていただく予定である。進行管理に関する表現については、誤解を招くようであれば記載内容の見直しを行う。

**【森副会長】**

児童館について意見を申し上げる。児童館においても相談を実施しており、乳幼児の保護者に対し相談支援を実施しているようである。先ほどの斎藤委員のご意見と重複するが、地域の活動などで児童館に行くことがあるが、職員は通常業務の対応で手いっぱいという印象を受ける。課題を解決するための相談支援を行うには綿密な支援対応が必要と思われるが、現状の職員体制では手が回るのか懸念している。

**【澁谷会長】**

事務局の方で本日の会議では回答が難しいのであれば、委員からのご意見として対応させていただく。漠然としたご意見であっても、5年後に区がこうなっていればよいという意見があれば、そういったご意見を手掛かりとなることもあるため積極的にご発言いただきたい。

**【岡元委員】**

計画に掲載する事業について、どこまで具体的に事業の概要を掲載するのかが検討が必要である。保護者の就労要件を問わずに利用できるこども誰でも通園制度が実施される。現状の一時預かり事業とは異なった目的としているが、当該事業などをどこまで精緻に計画に掲載していくのか。

**【長沼子育て支援課長】**

こども誰でも通園制度については掲載内容について先日、国より発出された「量の見込みの算出の考え方」が示されたところである。当該、指針などを鑑みて区の計画にどのように反映していくのかが検討中である。

**【澁谷会長】**

子育て中の保護者からすると、こども達を安全に遊ばせることができる場所の整備が必要と考える。こども達が遊んでいるところを、どのような人たちが見守っているのか。大田区はこども達が安全に遊ぶ場所があり、見守りをできているんだなという環境の整備が必要と感じている。

**【森谷委員】**

計画の表現に関する質問である。計画の本文において「障がい」と多くは表記されているが、障害福祉課は漢字での表記となっている。どのような使い分けをしているのか。おそらく根拠はあると思うが、ご説明をお願いしたい。

**【事務局】**

法定事項や固有名詞などは、本来の表記名が規定されているものについては漢字で表記している。それ以外は、平仮名での表記で掲載している。

**【澁谷会長】**

他にご質問がないようでしたら、本議事については以上とする。事務局においては、本日の意見を踏まえて次回の子ども・子育て会議で計画（素案）を示していただきたい。

(2) こどもの居場所づくり検討部会の報告について

**【青木子育て支援事業調整担当課長】**

資料5-1～3により説明

<主な質疑・意見>

**【斎藤委員】**

社会状況の変化や関連法規の改正等により、児童館に求められる機能がよりきめ細やかなものになっていくのだなと感じた。

来館するこども達も現在は、放課後に習い事をしていることが多い。そのため従来よりも児童館に来館する時間は遅くなるものと思われるが、開館時間の見直しは行う予定はあるか。

また資料5-2の裏面の「主な取組み項目」において、「多様な子育てニーズへの対応」にソーシャルワーク機能の強化と記載されているが、具体的にどのような機能強化を見込んでいるのかお聞きしたい。

**【森副会長】**

地域の活動などで、児童館にお伺いすることがあるが、児童館の特徴として、保育園などとは異なり門扉が解放されており誰でも利用できるつくりとなっていることが多い。そこが良い点でもあると思うが、セキュリティ上の配慮は今後強化する予定はあるのかお聞きしたい。

**【田尻委員】**

こども達の居場所を考える中で、児童館は原則として日曜日は閉館している。こども達の居場所として考えるのであれば、日曜日の居場所についても議論する必要があるのではないか。

また区内に多くの児童館が配置されていることを活かして、地域で子育て活動を行っている団体などと連携を行うことはできないのか。団体は活動場所がなく困っていることも多いため、児童館を活動場所として利用できれば助かる団体も多い。地域の子育ての拠点として、地域の方達が活用できるような形を検討していただきたい。

**【小林委員】**

現在、児童館が区内に45か所ある設置されているのに対し、児童館体制図では28か所となっているが、児童館の統廃合等を検討しているという認識でよいか。

また、児童館が果たす役割として学童保育の機能は学校内に移していき、国が求める多様な機能を少数の児童館が担っていくという方向性なのか。

**【澁谷会長】**

本日の委員からのご意見は基本的には専門部会へフィードバックしていただければと思うが、事務局からこの場で回答できる点があれば、ご回答いただきたい。

**【青木子育て支援事業調整担当課長】**

ご意見について回答させていただく。斎藤委員よりご質問があった、こども達の来館時間については、こども達の来館時間は特に顕著な傾向はない。一般来館のこどもは、一度家に帰宅するので、帰宅してすぐに来館するこどももいれば、一息ついてから来館するこどもがいる。また来館者の傾向についても、時期によっては高学年のこどもが多く来館することもあるなど傾向がつかめない。

児童館の開館時間については、長期休暇期間などの例外を除いて基本は午前9時から午後5時までである。ただし件数は多くはないが、課題を抱えているお子さんが平日の午前中から来館することもある。そのような多様な利用のされ方がなされている。

ソーシャルワーク機能については、現状においても課題を抱えるこどもへの支援の調整役として支援に加わっている。主に子ども家庭支援センター、児童相談所、小学校などと連携を図っている。支援スキル向上のためさらに職員の専門性を高めて、支援強化に努めていく方向性を示している。

児童館のセキュリティについてであるが、外部の関係のない方が自由に施設内に入れるわけではなく児童館の受付に来館者名簿などを設置して、記名をお願いしている。

開設時間や曜日のご意見については、今後にどのようなニーズがあるのかを踏まえて検討を進めていく。

児童館の統廃合についてであるが、従前の児童館のあり方検討を機に学童保育は学校内の放課後ひろばに移行していく方針である。ただし学童利用者数と学校内のスペース等の兼ね合いもあり、現在でも児童館において学童保育を実施しているのが実情である。

**【澁谷会長】**

こどもの居場所に関する議論については、本会議の委員についても関心が高いテーマである。そのため専門部会の検討内容については、子ども・子育て会議においても適宜ご報告をお願いしたい。

**3 その他**

(1)「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区の開催について

**【長沼子育て支援課長】**

参考1により説明。

<主な質疑・意見>

**【森副会長】**

資料を拝見したところ動画を同時放映すると記載されているが、同時放映はYouTube等で行うのか。

**【長沼課長】**

同時配信は当日の展示室で行うものである。ネット上での動画の公開は、後日、区ホームページ上でアーカイブ配信を行う予定である。

以上